



三重県公報

令和2年8月28日 (金)

第 136 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
565	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
566	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
567	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(同)	3
568	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	3
569	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
570	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	5
571	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	7
572	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	7
573	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
574	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	9
575	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	9
576	同件	(同)	10
577	同件	(同)	10
578	同件	(同)	11
579	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	11
580	同件	(同)	13
581	同件	(同)	17
582	同件	(同)	19
583	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	21
公 告			
	指定管理者の募集	(みどり共生推進課)	21
	同件	(同)	22
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	23
	同件	(同)	23
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	23
特定調達公告			
	落札者を決定した旨	(食品安全課)	24
	同件	(警察本部)	24

告 示

三重県告示第 565 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
25	映画	どすけべサラリーマン 肉体 遍歴篇	新東宝映画	令和 2 年 8 月 28 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
26	映画	つれこむ女 したがりがぼっち	オービー映画		
27	映画	たわわなときめき あなたの 人生変わるかも	オービー映画		
28	映画	揉めよドラゴン 爆乳乱れ咲き	オービー映画		
29	映画	好淫調教 若妻騷り	新東宝映画		
30	映画	よがりの森 火照った女たち	オービー映画		
31	映画	怪談回春荘 こんな私に同居して	オービー映画		
32	映画	この世の果て、数多の終焉 (原題) LES CONFINS DU MONDE (TO THE ENDS OF THE WORLD)	キノフィルムズ		
33	映画	カサノバ ～最期の恋～ (原題) DERNIER AMOUR (CASANOVA, LAST LOVE)	ギャガ		
34	映画	ペッティング・モンスター快樂喰いまくり	オービー映画		
35	映画	わいせつ珍談 異次元セックスの世界	新東宝映画		
36	映画	悪女の色仕掛け カモって快感!	オービー映画		
37	映画	キモハラ課長 ムラムラおっぴろげ	オービー映画		

三重県告示第 566 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2452700145	株式会社 S e e d	多気郡大台町佐原 648 番地 9	放課後等デイサービスあにゅん	多気郡大台町弥起井 476 番地 2	放課後等デイサービス	令和 2 年 6 月 1 日
2450500091	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市一身田大古曾 670 番地 2	社会福祉法人三重県厚生事業団三重県いなば園多機能事業所プリズム	津市稲葉町 3989 番地	保育所等訪問支援	令和 2 年 6 月 1 日
2450200692	一般社団法人	愛知県名古屋	子どもの広場四日市	四日市市富田三丁	児童発達支	令和 2 年

	チャレンジ	中区丸の内三丁目7番9号チサンマンション丸の内第二4階401号室		目430番地28	援、放課後等デイサービス	6月1日
2450200700	株式会社LITALICO	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	LITALICOジュニア四日市教室	四日市市諏訪栄町15-4 新諏訪ビル4階	児童発達支援、保育所等訪問支援	令和2年7月1日
2451300178	さくらプラス合同会社	名張市つつじが丘北六番町1番地	さくらプラス桔梗が丘のぞみ校	名張市桔梗が丘二番町七街区12番地	児童発達支援	令和2年7月1日
2450300609	株式会社フェイスフォー	亀山市みずほ台1番地104	放課後等デイサービス ぷらすゆー	鈴鹿市算所2丁目7-8	放課後等デイサービス	令和2年7月1日

三重県告示第567号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。
令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
津生協病院	津市船頭町1721	中野 正範	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害
宅間内科	伊勢市船江3-6-18	近藤 裕子	肢体不自由
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	濱岡 志麻	肝臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53	田中 紘也	じん臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53	森川 正和	肢体不自由
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町112-1	阪本 達也	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	水越 幸輔	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
伊勢志摩腎クリニック 松阪分院	松阪市宮町堂ノ後153番地1	谷本 修二	じん臓機能障害
紀南病院組合立紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750	原田 哲朗	肝臓機能障害
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号	宮村 岳	肢体不自由
伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2	谷口 正益	肢体不自由 呼吸器機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	安藤 亮介	ぼうこう・直腸機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102	藤村 侑	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	太田 裕也	ぼうこう・直腸機能障害

三重県告示第568号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サー	指 定
-------	--------	---------	--------	---------	--------	-----

		事務所の所在地			ビスの種類	年 月 日
2410701904	株式会社そよ風	松阪市鎌田町799-7	ヘルパーステーションそよ風	松阪市小野江町544	居宅介護	令和2年5月1日
2410301580	株式会社HERO	津市河芸町上野570-15	訪問介護HERO	鈴鹿市神戸1丁目3-11	居宅介護	令和2年5月1日
2410301614	有限会社オフィスいとう	鈴鹿市野町西3丁目2番3号	うきうきサポート	鈴鹿市野町西3丁目2番3号	居宅介護、重度訪問介護	令和2年5月1日
2420201952	特定非営利活動法人四日市・子ども発達支援センター	四日市市馳出町三丁目22番地	グループホームひまわり	四日市市昌栄町14番15号	共同生活援助	令和2年5月1日
2420201960	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町2-11-9イトーピア橋本ビル2階	グループホームビートル四日市中川原	四日市市中川原1-3-23	共同生活援助	令和2年5月1日
2420701753	社会福祉法人三央会	松阪市飯南町粥見1249-1	共同生活援助事業所りんくす	松阪市小片野町166番地	共同生活援助	令和2年5月1日
2411300615	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター桔梗が丘	名張市桔梗が丘5番町2街区1番地永尾ビル103号室	居宅介護、重度訪問介護	令和2年6月1日
2420502797	株式会社和心屋	津市久居射場町96番地	わおんみえスマイル	津市西丸之内22-17	共同生活援助	令和2年6月1日
2412720480	社会福祉法人聖和福祉会	多気郡多気町丹生4701	サニープレイス	松阪市山室町2580	生活介護	令和2年6月1日
2410101097	社会福祉法人桑名すずらん福祉会	桑名市西金井545番地2	くるみ	桑名市西金井545番地2	生活介護、就労継続支援B型	令和2年6月1日
2410201962	特定非営利活動法人聖母の家学園福祉会	四日市市波木町330-5	生活介護事業所かしの木	四日市市日永西3丁目4-1	生活介護	令和2年6月1日
2410502203	特定非営利活動法人プレイフルハート	津市安濃町内多1833-1	クニクニハウス	津市一志町庄村268番地	生活介護	令和2年6月1日
2410701912	一般社団法人てるてる坊主	松阪市射和町字宮屋敷414番	あした天気になあれ	松阪市射和町字宮屋敷414番	自立訓練（生活訓練）	令和2年6月1日
2410301622	株式会社c r e a x i a	松阪市虹が丘町71-3	自立生活訓練事業所ぐりー	鈴鹿市磯山2丁目12-26 1F	自立訓練（生活訓練）	令和2年6月1日
2410301622	株式会社c r e a x i a	松阪市虹が丘町71-3	就労移行支援事業所ぐりー	鈴鹿市磯山2丁目12-26 1F	就労移行支援	令和2年6月1日
2410800979	有限会社A U T O—S	伊勢市上地町4817番地1	就労継続支援B型こころ作業所	伊勢市上地町4817番地1	就労継続支援B型	令和2年6月1日
2410502807	株式会社キラリンとまと	津市城山二丁目54番地8	キラリンふぁーむ	津市稲葉町687番地	就労継続支援A型	令和2年7月1日
2410701920	合同会社a t e l i e r	松阪市嬉野平生町111番地6	アトリエ	松阪市大黒田町1009-8	短期入所	令和2年7月1日
2410301630	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9	ニチイケアセンター鈴鹿中央	鈴鹿市算所3丁目16-30 ハヤカワビル302号室	居宅介護、重度訪問介護	令和2年7月1日
2420100899	奏合同会社	桑名市大字江場8番地東新町住宅121号	グループホームふわり	桑名市蓮花寺644-193	共同生活援助	令和2年7月1日
2420502805	株式会社丸の内福祉会	津市藤方1529番地	すまいるほーむ久居	津市久居北口町551番地5	共同生活援助	令和2年7月1日
2420800597	株式会社t w e l v e n	伊勢市小俣町元町181番地3	グループホームみどりいろ	伊勢市常磐3-11-31	共同生活援助	令和2年8月1日

	i n e					
2410800839	株式会社クロフネファーム	伊勢市小木町 560 番地 8	クロフネファーム～伊勢からやさしい風が吹きますように～	伊勢市小木町 560 番地 8	就労継続支援 B 型	令和 2 年 8 月 1 日
2410502898	合同会社 Hauska	津市藤方 2138 番地 6	ケアスタジオ Hauska	津市藤方 2138 番地 6	居宅介護	令和 2 年 8 月 1 日
2410502906	株式会社 K & K ファミリー	津市一志町田尻 107	訪問介護ハート 3	津市一志町田尻 107	共生型居宅介護	令和 2 年 8 月 1 日

三重県告示第 569 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410100230	有限会社すずらん	桑名市下深谷部 4808 番地	くるみ	桑名市西金井 545 番地 2	生活介護、就労継続支援 B 型	令和 2 年 5 月 31 日
2410201491	デジコ運輸有限会社	四日市市日永東 2 丁目 3 番 8 号	デジコ桜介護センター	四日市市桜台本町 34 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和 2 年 5 月 31 日
2411200526	社会福祉法人伊賀昴会	伊賀市四十九町 2107	プレイヤー作業所	伊賀市久米町 166-1	就労継続支援 A 型	令和 2 年 6 月 30 日
2410200824	合同会社オーケーハート	四日市市伊坂台 2 丁目 265 番地 1	障害者福祉サービス オーケーハート	四日市市伊坂台 2 丁目 265 番地 1	居宅介護、重度訪問介護	令和 2 年 6 月 30 日
2410200667	有限会社リブ	四日市市八田一丁目 13 番 10 号	有限会社リブ介護サービスセンター 南部四日市	四日市市小林町 3018 番地 108	重度訪問介護	令和 2 年 6 月 30 日
2410502435	合同会社ゆめ	津市城山三丁目 1 番 8 号第三コーポ 1000-1 A 号室	ヘルパーステーションゆめ	津市高茶屋 5 丁目 2 番地 34	居宅介護	令和 2 年 7 月 1 日
2410800839	株式会社クロフネファーム	伊勢市小木町 560 番地 8	クロフネファーム～やさしい風が吹きますように～	伊勢市小木町 560 番地 8	就労継続支援 A 型	令和 2 年 7 月 31 日
2410201624	株式会社ノースアップ	四日市市日永西 5 丁目 6-1	訪問介護事業所ケアヒルズ四日市	四日市市日永西 5 丁目 6-1	居宅介護	令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 570 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(4)の表に次のように加える。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助（交付）率	(E) 補助対象者
15	ものづくり企業競争力強化事業費補助金	県内中小企業者等が自社の強み等を活かした多様な事業展開に挑戦する取組並びに生産性及び収益性の向上に向けた取組を	県内ものづくり中小企業が試作開発等又は生産性及び収益性の向上を図るために要する経費	別に定める。	県内中小企業等

		支援することにより、本県のものづくり産業の競争力強化を図る。		
--	--	--------------------------------	--	--

別表 1(9)の表を別表 1(10)の表とし、別表 1(6)の表から別表 1(8)の表までを 1 表ずつ繰り下げ、別表 1(5)の表の次に次の 1 表を加える。

(6) 創業支援・ICT推進課関係

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助(交付)率	(E) 補助対象者
1	クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業補助金	新型コロナウイルス感染症に伴い発生する新たな社会課題の解決及び新しい生活様式の実現に向けて、革新的なビジネスモデル及び技術により対応しようとする国内外の大企業、ベンチャー企業等の実証実験、ビジネスモデル等の社会への実装の支援を行うことにより、感染防止対策及び新しい生活様式のモデル構築を図る。	クリ“ミエ”イティブ実証サポート事業において、実証実験を行うための製品を開発又は改良する経費及び実証実験、ビジネスモデル等の社会への実装に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 2 中

1	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和 53 年通商産業省告示第 360 号)に定める処分制限期間に相当する期間	1 件の所得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	電源立地地域対策交付金(水力枠)		
3	電源立地地域対策交付金(立地枠)		
4	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
5	四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金		

を

1	発電用施設周辺地域振興事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和 53 年通商産業省告示第 360 号)に定める処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	電源立地地域対策交付金(水力枠)		
3	電源立地地域対策交付金(立地枠)		
4	石油貯蔵施設立地対策等交付金		
5	ものづくり企業競争力強化事業費補助金		

に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 2 年度分の補助

金等から適用する。

三重県告示第 571 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン伊賀上野店
伊賀市服部町字小芝 434-1

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前 9 時 30 分	午後 7 時 30 分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前 6 時 30 分	午後 9 時 30 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 9 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

3 変更する年月日

令和 2 年 9 月 2 日

4 届出の日

令和 2 年 8 月 12 日

5 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

6 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 8 月 28 日から同年 12 月 28 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 572 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー鈴鹿ショッピングセンター
鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 228 外 1 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 8 月 28 日から同年 9 月 28 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 573 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1549 番地先から いなべ市員弁町大泉新田字八畝割 1837 番 3 地先まで	旧	12.5~25.0	295.0
	新	12.5~29.0	295.0

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市員弁町大泉新田字八畝割 1839 番 1 地先から いなべ市員弁町北金井字富山 1614 番 26 地先まで	新	11.5~34.5	748.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木曾岬弥富停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名郡木曾岬町新輪 1 丁目 3 番 1 地先内	旧	17.5~38.0	150.5
	新	15.0~37.8	150.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 篠立下野尻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市藤原町坂本字松原 5 番 3 地先から いなべ市藤原町大貝戸字小畑貝戸 1082 番 1 地先まで	旧新	4.6~5.6	54.9
	新	5.6~6.4	48.3

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菰野東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市市場町字分田 2155 番 5 地先から 四日市市市場町字分田 2154 番 2 地先まで	旧	6.2~7.6	57.8
	新	6.2~8.9	57.8

第 6

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 163 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市片田薬王寺町字渡瀬 905 番地先から 津市片田久保町字上殿 502 番地先まで	旧	14.3~72.7	680.0
	新	18.7~109.4	680.0

第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大杉谷海山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町大杉字倉元谷 497 番 8 地先内	旧	8.9~15.7	45.6
	新	8.9~29.9	45.6

第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小船紀宝線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字ヲノ木 1147 番 2 地先から 南牟婁郡紀宝町浅里字久保 903 番地先まで	旧新	6.4~16.0	114.3
	新	10.0~21.9	84.5

三重県告示第 574 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477 号	四日市市尾平町字新平川原 1688 番 1 地先から 四日市市尾平町字西川原 1544 番 1 地先まで	令和 2 年 8 月 31 日
県道 磯部大王線	志摩市阿児町甲賀字池田 3580 番 4 地先から 志摩市阿児町甲賀字池田 3580 番 7 地先まで	令和 2 年 8 月 28 日
県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町浅里字ヲノ木 1147 番 2 地先から 南牟婁郡紀宝町浅里字久保 903 番地先まで	令和 2 年 8 月 28 日

三重県告示第 575 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。
 令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
甫本西谷	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宮川	熊野市新鹿町植地 (詳細は次の図のとおり)	土石流
久保川	熊野市新鹿町植地	土石流

	(詳細は次の図のとおり)	
中山北谷	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奥西谷	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流
評議川	熊野市井戸町大馬 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 576 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河内	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
清水谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
安間谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
古座谷川	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
定	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃古谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
栃本-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
奥屋敷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
流し谷 1-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
新田 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 577 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柿原向山 1	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
暗り山 1	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	土石流
向山 1	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	土石流
阿田和 2-4	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 578 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
クツヤ谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
吉中谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
野口谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
相野口谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
野口	南牟婁郡紀宝町鮎田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
鮎田 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 （詳細は次の図のとおり）	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 579 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
甫本川	熊野市新鹿町甫本 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
大谷川	熊野市新鹿町甫本 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
保瀬利谷	熊野市新鹿町植地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
城山川	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中山上谷	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ガマ谷	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
里川	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
里川北谷	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中山 1	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
フロノ谷	熊野市新鹿町中山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥南谷	熊野市新鹿町奥	土石流	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
奥北谷	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
浅谷川	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥東谷	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥南谷 1	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋間谷	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋間中谷	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋間東谷	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北谷川	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋間谷 2	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋間東谷 2	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
獅子無谷	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋間	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湊	熊野市新鹿町湊 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新鹿六郎一反田	熊野市新鹿町六郎、一反田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
植地	熊野市新鹿町植地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫本	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山 I-1	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山 I-2	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山 II-1	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥 II-2	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥 II-3	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥 II-4	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥 II-5	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
橋間 II-1	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
橋間 II-2	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
橋間 II-3	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山 II-4	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

中山Ⅱ-6	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山Ⅱ-7	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
植地Ⅱ-1	熊野市新鹿町植地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
植地Ⅱ-2	熊野市新鹿町植地 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫本Ⅱ-1	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫本Ⅱ-2	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
橋間Ⅱ-4	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
橋間Ⅱ-5	熊野市新鹿町橋間 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山Ⅱ-9	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山Ⅱ-10	熊野市新鹿町中山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫本Ⅱ-4	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥Ⅱ-7	熊野市新鹿町奥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫本Ⅰ-1	熊野市新鹿町甫本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 580 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
梅ヶ谷川 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古座谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梅ヶ谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
笹ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イヤ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
島谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中谷-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中谷-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

嶋谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本郷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本郷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥ノ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
橋ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
米ヶ谷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
へグリ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栃本-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柴谷-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柴谷-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イラノ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
脇谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 6	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大手谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
葛ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
岡ヶ野谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
葛龍谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
流し谷 1-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
流し谷 1-3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
流シ谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
柱谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
間弓沢-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
間弓沢-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺ノ谷-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷 2-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷 2-2	度会郡大紀町大内山	土石流	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
亀ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
今瀬谷-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
今瀬谷-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木屋谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
管谷-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
管谷-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梅ヶ谷川 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
藤沢谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新田 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本駒 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
芦谷 1-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本駒 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
芦谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
米ヶ谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中川原	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本駒	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松原 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松原 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇谷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇谷 4	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡ヶ野 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡ヶ野 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中組	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西ノ野	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大津 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大津 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下里	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃古 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ谷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梅ヶ谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇谷 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
つづら谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷向井 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊良野 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川原	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間弓 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇谷 6	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間弓 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 10	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 4	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 5	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 6	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 7	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 8	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒 2	度会郡大紀町大内山	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
間弓 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間弓 4	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 9	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 11	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 4	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大内山村 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大平 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大平 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大平 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大平 4	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇谷 5	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡ヶ野 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芦谷 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芦谷 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大津 3	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 5	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 6	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 7	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷 12	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
米ヶ谷向井 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃古 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊良野 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中野 2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 8	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
柿原 7	南牟婁郡御浜町柿原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中倉	南牟婁郡御浜町柿原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
細尾	南牟婁郡御浜町柿原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柿原 1-1	南牟婁郡御浜町柿原、中立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
郷良口	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
郷良	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥山地 3	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥山地 7-1	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥山地 7-2	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
暗り山 3	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
向山 3	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長谷折谷	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
阿田和 3	南牟婁郡御浜町阿田和 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
向地	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井地 1	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向井地 2	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 1	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萩内 1	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
萩内 2	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 5	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 7	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 8	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 11	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 1-1	南牟婁郡御浜町柿原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

柿原 1-2	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 1-3	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-1	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-2	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-3	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-4	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-5	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-6	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-7	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 2-8	南牟婁郡御浜町柿原、引作 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 3-5	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柿原 3-8	南牟婁郡御浜町柿原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 1-1	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 1-2	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 2-1	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 2-2	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 2-3	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山地 1	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 2-5	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 3-1	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿田和 3-8	南牟婁郡御浜町阿田和 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 582 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に

			関する事項
西山谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
林尻谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
湯の谷雲気谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鮎田東上谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鮎田東谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷地谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大山谷	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鮎田 2	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鮎田 3	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
鮎田西 1-1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田西 2	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田西 3	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田東	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相野口 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相野口 2	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久保利 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牛山田 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西山田 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
良中 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井関 1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
井関 3	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田 2	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鮎田西 3-1	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牛山田 2	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西山田 2	南牟婁郡紀宝町鮎田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 583 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、名張市及び伊賀市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 2 年 10 月 1 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
令和 2 年 10 月 2 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	名張市役所
令和 2 年 10 月 5 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	青山公民館
令和 2 年 10 月 6 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大山田農村環境改善センター
令和 2 年 10 月 7 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いがまち公民館
令和 2 年 10 月 8 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	阿山保健福祉センター
令和 2 年 10 月 9 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター
令和 2 年 10 月 12 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	ゆめぼりすセンター

公 告

次のとおり三重県上野森林公園に係る指定管理者を募集します。

令和 2 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称
三重県上野森林公園
- (2) 所在地
三重県伊賀市下友生松ヶ谷 1 番地
- (3) 施設の構造、規模等
開 園 平成 10 年 7 月
敷地面積 436,956 m²
主な施設 森のまなびや 木造 1 階建 (378.3 m²)
かたらいの館 木造 1 階建 (75.6 m²)
芝生広場 10,878 m²
遊歩道 8,225m

2 指定期間（予定）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県上野森林公園（以下「森林公園」という。）の事業の実施に関する業務
- (2) 森林公園の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) その他森林公園の管理上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であって募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要

項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

原則として県のホームページからのダウンロード又は郵送により入手してください。郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに令和2年9月7日（月）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

令和2年9月8日（火）午後2時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7 の場所へ、令和2年9月23日（水）から同月29日（火）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和2年9月29日（火）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県上野森林公園指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課自然公園班 担当 澤井、平尾

電話 059-224-2627

ファクシミリ 059-224-2070

電子メール midori@pref.mie.lg.jp

次のとおり三重県民の森に係る指定管理者を募集します。

令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

(1) 名称

三重県民の森

(2) 所在地

三重県三重郡菰野町大字千草字西貝石 7181-3

(3) 施設の構造、規模等

開 園 昭和55年5月

敷地面積 445,836 m²

主な施設 自然学習展示館 R C造1階建 (419.9 m²)

ふれあいの館 木造1階建 (218.8 m²)

芝生広場 31,537 m²

遊歩道 6,437m

2 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県民の森（以下「県民の森」という。）の事業の実施に関する業務

(2) 県民の森の維持管理及び修繕に関する業務

(3) その他県民の森の管理上必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であって募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

原則として県のホームページからのダウンロード又は郵送により入手してください。郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに令和2年9月7日（月）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

令和2年9月8日（火）午前10時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7 の場所へ、令和2年9月23日（水）から同月29日（火）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で令和2年9月29日（火）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県民の森指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課自然公園班 担当 澤井、平尾

電話 059-224-2627

ファクシミリ 059-224-2070

電子メール midori@pref.mie.lg.jp

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局紀伊山系砂防事務所長から通知がありました。

令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和2年8月6日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

津市美杉町太郎生、名張市全域、伊賀市高尾、同市霧生、同市奥鹿野、同市諸木、同市腰山、同市種生、同市福川、同市老川、同市桐ヶ丘、同市柏尾、同市青山羽根、同市勝地、同市北山、同市瀧、同市坂下、同市岡田、同市下川原、同市妙楽地、同市比土、同市阿保、同市別府及び同市寺脇

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年8月24日から令和3年3月5日まで

3 作業地域

松阪市藤之木町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年 8月11日	多気郡明和町大字馬之上字奥野頭 1356	多気郡明和町大字馬之上 892-5 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 直 哉
令和2年 8月12日	員弁郡東員町大字大木字南條屋敷 629-3	愛知県あま市七宝町桂河原 22-1 セットトレ ゾール1棟 201 神 田 剛 志
令和2年 8月12日	亀山市下庄町字板取 2749-3 の一部ほか 6 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也
令和2年 8月12日	三重郡菟野町大字千草字香花野 1622 の一部ほか、7 筆及び字須磨崎 1729 の一部ほか 9 筆ほか	三重郡菟野町大字千草 1622 社会福祉法人森の風学舎 理事長 嘉 成 頼 子
令和2年 8月17日	三重郡菟野町大字菟野字中里 2663-2 ほか 3 筆	三重郡菟野町大字福村 64-5 南川土地建設有限会社 代表取締役 南 川 範 夫

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 特定役務の名称 食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部食品安全課
- 3 落 札 者 決 定 日 令和2年8月11日
- 4 落 札 者 東京都大田区蒲田5丁目37番1号
株式会社 I S T ソフトウェア 取締役企画営業本部長 立島 直記
- 5 落 札 金 額 入札価格 27,547,000 円
契約金額 30,301,700 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和2年6月16日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年8月28日

三重県警察本部長 岡 素 彦

- 1 特定役務の名称 IC免許関連システム機器賃貸借
- 2 担 当 部 局 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課用度係
- 3 落 札 者 決 定 日 令和2年8月14日
- 4 落 札 者 東京都千代田区丸の内3丁目4-1
株式会社 J E C C 専務取締役 依田 茂
- 5 落 札 金 額 入札価格 179,500,800 円
契約金額 197,450,880 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和2年6月9日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
